

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03-5908-0161

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第67期 第1四半期 連結累計期間 | 第68期 第1四半期 連結累計期間 | 第67期 |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日 | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 5,863 | 6,591 | 28,095 |
| 経常利益又は経常損失() (百万円) | 108 | 144 | 885 |
| 当期純利益 又は四半期純損失() (百万円) | 93 | 162 | 423 |
| 四半期包括利益 又は包括利益 (百万円) | 272 | 124 | 261 |
| 純資産額 (百万円) | 15,319 | 15,369 | 15,706 |
| 総資産額 (百万円) | 25,105 | 28,016 | 28,151 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円) | 764.38 | 1,263.82 | 3,470.30 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円) | | | 3,439.04 |
| 自己資本比率 (%) | 59.0 | 53.0 | 53.8 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第67期第1四半期連結累計期間及び第68期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4 第67期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

5 第68期第1四半期連結会計期間より潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第67期第1四半期連結累計期間及び第67期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益について遡及処理を行っております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済情勢は、東日本大震災および原発事故による産業界のサプライチェーンへの影響が、日本のみならずアジアにも波及する事態となり、自動車産業で大規模な生産調整が行われるなど厳しい状況でスタートしました。このような状況下でも、アジアを中心とした新興国への投資の勢いは衰えず、進出企業の設備投資は活発に行われ、一方、北米は好調な内需を背景に回復基調が継続して推移いたしました。

このような環境の下、当社グループにおいては、受注額は一部地域を除いて前年同期から大幅に伸びているものの、本社工場において計画停電対応や一部部品の調達遅延の影響により予定どおりの出荷ができず、需要増加に見合った売上増を確保するまでには至りませんでした。以上により、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、6,591百万円（前年同期比12.4%増）に留まりました。なお、出荷遅延については、平成23年9月末ごろまでにはほぼ解消される見込みであります。

利益につきましては、お客様への製品・サービスのタイムリーな供給を継続すべく、本社工場において計画停電対応のために、一部工程を外注化するなどの対応を行ったことや、納期対応のため製品の航空輸送を行ったことなどによりコストが嵩み、連結営業損失117百万円（前年同期は14百万円の連結営業利益）、連結経常損失144百万円（前年同期は108百万円の連結経常損失）、連結四半期純損失162百万円（前年同期は93百万円の連結四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[日本]

売上高は、震災復興需要を見込んだ代理店向けの手動製品売上が増加したものの、全般的に製品生産の遅延により予定どおりの出荷を行えず、3,774百万円と前年同期に比べて3.7%の増加に留まりました。また、営業利益は64百万円（前年同期比242.4%増）となりました。

[北米]

堅調な需要が継続している北米では、売上高は前年同期に比べて、現地通貨ベースで米国が21.6%、カナダが3.8%増加いたしました。為替の影響もあり、日本円換算後の売上高は1,834百万円と6.6%増加に留まっております。一方、製品生産の遅延に伴う納品の遅れに対応するため、一部製品を航空輸送した結果、製品輸送費が高んだこと、および日本からの製品購入価格を値上したことに伴う製品原価率の上昇等により、営業利益は12百万円（前年同期比90.2%減）となりました。

[アジア]

引き続き経済成長ならびに投資活動が活発な状況が継続しており、全般的な需要増加により売上高は2,461百万円と前年同期に比べて38.5%増加しました。一方、中国地域における原材料価格や人件費の上昇により、営業利益は212百万円（前年同期比15.6%減）となりました。

[欧州]

経済情勢は回復基調であったものの、製品生産の遅延に伴う欧州市場への出荷の遅れ等により、売上高は268百万円と前年同期に比べて5.2%減少いたしました。また、日本からの製品購入価格を値上したことに伴う製品原価率の上昇等により、営業損失30百万円（前年同期は4百万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は28,016百万円と前連結会計年度末に対し135百万円減少いたしました。これは、現金及び預金の減少809百万円、受取手形及び売掛金の減少806百万円、仕掛品の増加682百万円、原材料及び貯蔵品の増加246百万円等によるものです。

負債

負債合計は12,647百万円と前連結会計年度末に対し201百万円増加いたしました。これは、支払手形及び買掛金の増加216百万円、短期借入金の増加182百万円、引当金の減少196百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は15,369百万円と前連結会計年度末に対し337百万円減少いたしました。これは、利益剰余金の減少291百万円、少数株主持分の減少33百万円等によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は161百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 470,000 |
| 計 | 470,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 135,241 | 135,241 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株制度を採用しておりま せん。 |
| 計 | 135,241 | 135,241 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日) 及び取締役会決議(平成23年5月26日) |
| 新株予約権の数(個) | 700(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 700(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 78,189(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年5月27日～平成33年5月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 78,189 資本組入額 39,095 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議に よる承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | (注)3 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成23年 5 月27日、以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注) 4 に準じて決定する。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年6月30日 | | 135,241 | | 3,976 | | 5,199 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 6,523 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 128,718 | 128,718 | |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 135,241 | | |
| 総株主の議決権 | | 128,718 | |

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社キトー | 山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地 | 6,523 | | 6,523 | 4.82 |
| 計 | | 6,523 | | 6,523 | 4.82 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,393 | 4,584 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,510 | 4,704 |
| 商品及び製品 | 4,495 | 4,621 |
| 仕掛品 | 1,259 | 1,942 |
| 原材料及び貯蔵品 | 655 | 901 |
| その他 | 1,099 | 1,332 |
| 貸倒引当金 | 44 | 41 |
| 流動資産合計 | 18,369 | 18,044 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 2,443 | 2,555 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 2,097 | 2,054 |
| その他(純額) | 2,258 | 2,226 |
| 有形固定資産合計 | 6,799 | 6,837 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 831 | 787 |
| その他 | 215 | 198 |
| 無形固定資産合計 | 1,047 | 986 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | 1,157 | 1,239 |
| その他 | 750 | 883 |
| 投資その他の資産合計 | 1,908 | 2,123 |
| 固定資産合計 | 9,755 | 9,946 |
| 繰延資産 | 27 | 24 |
| 資産合計 | 28,151 | 28,016 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 5,109 | 5,326 |
| 短期借入金 | 281 | 463 |
| 未払費用 | 1,103 | 1,033 |
| 未払法人税等 | 158 | 126 |
| 引当金 | 334 | 138 |
| その他 | 1,181 | 1,258 |
| 流動負債合計 | 8,169 | 8,346 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 1,600 | 1,600 |
| 長期借入金 | 420 | 390 |
| 退職給付引当金 | 2,032 | 2,086 |
| 役員退職慰労引当金 | 125 | 122 |
| その他 | 97 | 102 |
| 固定負債合計 | 4,275 | 4,300 |
| 負債合計 | 12,445 | 12,647 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,976 | 3,976 |
| 資本剰余金 | 5,199 | 5,199 |
| 利益剰余金 | 8,523 | 8,232 |
| 自己株式 | 587 | 587 |
| 株主資本合計 | 17,113 | 16,821 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3 | 2 |
| 為替換算調整勘定 | 1,950 | 1,966 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,954 | 1,969 |
| 新株予約権 | 25 | 29 |
| 少数株主持分 | 521 | 488 |
| 純資産合計 | 15,706 | 15,369 |
| 負債純資産合計 | 28,151 | 28,016 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 5,863 | 6,591 |
| 売上原価 | 3,999 | 4,673 |
| 売上総利益 | 1,863 | 1,918 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,849 | 2,035 |
| 営業利益又は営業損失() | 14 | 117 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3 | 2 |
| 受取配当金 | - | 0 |
| その他 | 40 | 49 |
| 営業外収益合計 | 44 | 52 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6 | 13 |
| 為替差損 | 137 | 41 |
| その他 | 22 | 25 |
| 営業外費用合計 | 166 | 80 |
| 経常損失() | 108 | 144 |
| 特別利益 | | |
| 負ののれん発生益 | 19 | - |
| 償却債権取立益 | 4 | - |
| 特別利益合計 | 24 | - |
| 特別損失 | | |
| 環境対策引当金繰入額 | 1 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 11 | - |
| 固定資産除却損 | - | 12 |
| 特別損失合計 | 12 | 12 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 97 | 157 |
| 法人税等 | 27 | 22 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 69 | 134 |
| 少数株主利益 | 23 | 27 |
| 四半期純損失() | 93 | 162 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 69 | 134 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1 | 1 |
| 為替換算調整勘定 | 204 | 9 |
| その他の包括利益合計 | 203 | 10 |
| 四半期包括利益 | 272 | 124 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 304 | 177 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 31 | 53 |

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

税金費用の算定方法

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて税金費用を計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合には、法定実効税率で計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額、負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------|---|---|
| 減価償却費 | 252百万円 | 223百万円 |
| のれんの償却額 | 31百万円 | 42百万円 |
| 負ののれんの償却額 | 1百万円 | 1百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 121 | 1,000.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 128 | 1,000.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月23日 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|---------|-------|-------|-----|-------|-------------|-------------------------------|
| | 日本 | 北米 | アジア | 欧州 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,214 | 1,721 | 1,644 | 282 | 5,863 | | 5,863 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 1,426 | | 132 | 1 | 1,560 | 1,560 | |
| 計 | 3,640 | 1,721 | 1,777 | 283 | 7,423 | 1,560 | 5,863 |
| セグメント利益 | 18 | 128 | 252 | 4 | 403 | 389 | 14 |

(注)1. セグメント利益の調整額 389百万円には、たな卸資産の調整額 11百万円、引当金の調整額 4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 375百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

「アジア」において、当社連結子会社である江陰凱澄起重機械有限公司に出資を行いました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては19百万円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-----|-------|-------------|-------------------------------|
| | 日本 | 北米 | アジア | 欧州 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,256 | 1,834 | 2,233 | 266 | 6,591 | | 6,591 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 1,518 | 0 | 228 | 1 | 1,748 | 1,748 | |
| 計 | 3,774 | 1,834 | 2,461 | 268 | 8,339 | 1,748 | 6,591 |
| セグメント利益 又はセグメント損失() | 64 | 12 | 212 | 30 | 259 | 376 | 117 |

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 376百万円には、たな卸資産の調整額 1百万円、引当金の調整額 0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 375百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---|--|---|
| 1株当たり四半期純損失金額() | 764円38銭 | 1,263円82銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額()(百万円) | 93 | 162 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円) | 93 | 162 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 121,704 | 128,718 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | <p>第7回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成21年6月24日 取締役会決議日 平成22年5月25日</p> <p>(1)新株予約権の数 600個 (2)新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数 普通株式 600株 (3)新株予約権の行使時の払込金額 120,835円 (4)新株予約権の行使期間 平成24年5月26日 ～平成32年5月25日</p> | <p>第9回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成22年6月24日 取締役会決議日 平成23年5月26日</p> <p>詳細については、第3提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p> |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 目黒 高三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。